

保険のしくみ

1 地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生がきわめて不規則であること、大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから通常では、保険制度としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の復興に役立つ家計地震保険制度創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が進められていました。

昭和 39 年（1964 年）6 月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和 41 年（1966 年）5 月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足しました。

制度発足時の地震保険の内容は、保険金額の限度額は建物 90 万円、家財 60 万円、支払保険金は全損の場合のみ補償、総支払限度額は 3,000 億円というものでありましたが、その後数回の改定を経て、現在は次のとおりとなっています。

2 地震保険の内容（平成 13 年 3 月 31 日現在）

地震保険は、居住用建物や家財を対象とする火災保険（住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等）に、原則付帯されます。

（1）担保する危険

地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害

（2）保険の目的

居住の用に供する建物および家財（生活用動産）

（3）保険期間

1 年、長期（2 年～5 年）および短期

（4）保険金額

地震保険を付帯する家計火災保険金額の 30%～50%の範囲となります。ただし建物は 5,000 万円、家財は 1,000 万円が限度です。

保険のしくみ

(5) 支払保険金

建物・家財とも

全損.....保険金額の 100% (ただし、保険価額を限度とします。)

半損.....保険金額の 50% (ただし、保険価額の 50%に相当する額を限度とします。)

一部損.....保険金額の 5% (ただし、保険価額の 5%に相当する額を限度とします。)
を保険金として支払います。

(6) 総支払限度額

1回の地震等につき4兆1,000億円が限度です。

(7) 保険料率

地震保険料率は、保険の目的である建物および家財を収容する建物の構造、所在地で異なります。なお、平成13年10月1日より改定が見込まれております(p4ご参照)

保険金額1,000円、保険期間1年につき

(単位：円)

等地別	建物および家財の料率	
	非木造	木造
1等地	0.50	1.45
2等地	0.70	2.00
3等地	1.35	2.80
4等地	1.75	4.30

地震保険等地(地震危険が地域別に異なることから全国を四つの等地に区分しています。

この地震危険の等地區分は、地域における過去の地震の発生頻度と地震の規模などをもとに定めています。)

- 1等地 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
- 2等地 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- 3等地 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 4等地 東京都、神奈川県、静岡県

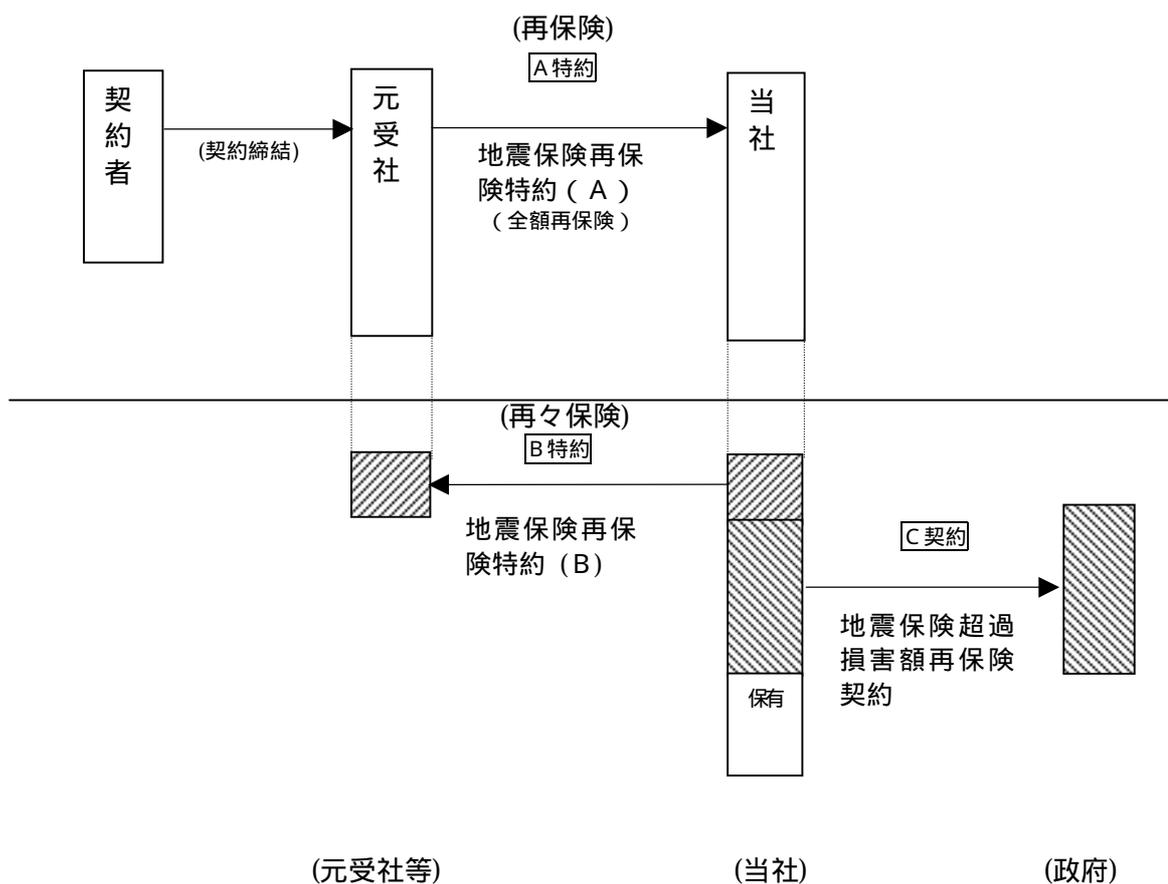
保険のしくみ

3 再保険の仕組み

地震保険は巨大地震等が発生した場合、巨額の保険金の支払いが予想されますが、保険会社の担保力には限度がありますので、再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度となっています。

当社は、元受社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険特約により引き受け、その責任を均質化して元受社・トーア再保険株式会社（以下、「元受社等」といいます。）および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余を保有しています。

以上の仕組みを図に示すとつぎのとおりとなります。

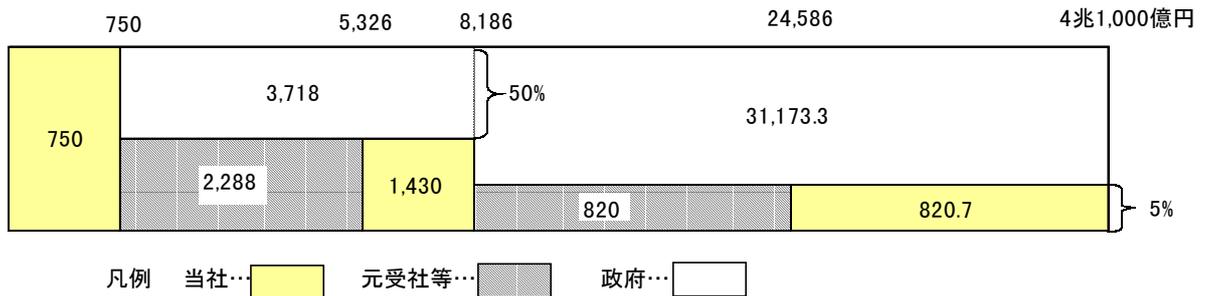


保険のしくみ

4 当社、元受社等および政府の保険責任

当社、元受社等および政府それぞれの責任限度額や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

現行の再保険スキームは、平成 11 年 4 月 1 日に次のとおり改定され、1 回の地震等につき政府は最大 3 兆 4,891.3 億円、当社と元受社等の民間保険会社は最大 6,108.7 億円、合計 4 兆 1,000 億円を負担することになっております。



具体的な例で説明しますと、1 回の地震等により 1 兆円の保険金が支払われた場合、当社、元受社等および政府それぞれの負担額は次のとおりとなります。

支払保険金 負担者	支払保険金			合 計
	750 億円までの部分	750 億円を超え 8,186 億円までの部分	8,186 億円を超え 1 兆円までの部分	
当 社	750 億円	1,430 億円	-	2,180 億円
元受社等	-	2,288 億円	90.7 億円	2,378.7 億円
政 府	-	3,718 億円	1,723.3 億円	5,441.3 億円
合 計	750 億円	7,436 億円	1,814 億円	1 兆円

5 再保険料率 (平成 13年3月 31日現在)

地震保険は、他の保険種目と異なり、短い期間では大数の法則に乗りにくいので、この保険独特の方法で料率を算出しています。再保険料率の算出にあたっては、長期的に収入(再保険料)と支出(再保険金)が相償うよう合理的に定めることとされています。この趣旨に沿って、1494 年から 1995 年までの過去 502 年間に発生し被害をともなった 375 の地震について、これらの地震が現時点においてふたたび発生した場合、個々の地震災害によって見込まれる支払保険金を 1 地震ごとに算出し、これを前記の再保険スキームに当てはめ、当社、元受社等および

保険のしくみ

政府それぞれが負担すべき保険金を算出しています。375 地震全部についてのそれぞれの負担すべき支払保険金合計額の総支払保険金に対する割合を算出し、その値を元受社等および政府に対する再保険料率としています。

6 地震保険金支払いの仕組み

